

役員及び評議員に対する報酬等支給規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団(以下「財団」という。)の定款第15条及び第30条の規定に基づき、財団の役員及び評議員に対する報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第12条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、財団の事務所を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 役員等とは、理事、監事、評議員をいう。
- (5) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費含む)、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 常勤役員には、定例報酬を支給する。

- 2 役員等(常勤役員を除く。次条第3項及び第5条第2項において同じ。)には、評議員会、理事会及びその他財団の運営に係る会議への出席に係る対価として、報酬を支給することができる。
- 3 監事には、監査に係る職務執行の対価として、報酬を支給することができる。
- 4 役員等には、退職手当を支給しない。

(報酬の額の決定)

第4条 役員等に対する報酬の額は、別表1「理事、監事及び評議員の年間報酬総額」に定める金額とする。

- 2 常勤役員の報酬の額は別表2「常勤役員の定例報酬額」に定める金額とする。
- 3 役員等の会議出席に係る報酬の額は、別表3「役員等の会議出席に係る報酬」に定める金額とする。
- 4 監事に対する報酬の額は、別表4「監事の監査に係る報酬」に定める金額とする。

(報酬の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は、定例報酬額の範囲で月額及び賞与の額を定め、当該月額につき毎月15日に支払うものとし、賞与については毎年6月及び12月に支払うものとする。ただし、支給日が休日に当たるときは、その日前において最も近い休日でない日とする。

- 2 役員等の会議出席に係る報酬は、理事会、評議員会の開催日等必要の都度支払うものとする。
- 3 監事の監査に係る報酬は、監査を実施した日等必要の都度支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人が申し出た場合は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。

(費用)

第7条 この法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 前項に規定するもののほか、常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給するものとし、その計算方法は職員給与規程に準ずる。

(公表)

第8条 この法人は、この規則をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規則は、財団が公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。

附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表1	理事、監事及び評議員の年間報酬総額 評議員 300,000円 以内 理事 11,560,000円 以内 監事 144,000円 以内
別表2	常勤役員の定例報酬額 一人 年額5,500,000円 以内
別表3	役員等の会議出席に係る報酬 理事会、評議員会その他財団の運営に係る会議へ出席する都度 一人 10,000円 以内
別表4	監事の監査に係る報酬 監査業務に係る日数に応じ 一人 8,000円